

平成28年2月29日

(公社) 全国火薬類保安協会 会員各位

(公社) 全国火薬類保安協会  
会長 鶴田 欣也



火薬類の適正な管理について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

警察庁から本年5月の伊勢志摩サミット、関係閣僚会議等における火薬類の保安管理等について、平成28年2月22日付け警察庁丁保発第25号をもって別添1のとおり依頼がありましたので、会員の皆様におかれましては、火薬類の保安管理を徹底され、火薬類の盗難、不正流出の防止等に努められますようお願い申し上げます。

また、経産省からも同様の要請（別添2）がありました。



警察庁丁保発第25号  
平成28年2月22日

(公社) 全国火薬類保安協会 会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



### 火薬類の適正な管理について (依頼)

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月に伊勢志摩サミットが、また、これに伴い各地で関係閣僚会議が開催される予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を推進しているところであります。しかし、火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などについてご指導を徹底していただきますようお願い致します。

### 記

- 1 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること。
  - 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
  - 3 火薬類を譲渡する場合の手続を順守すること。
  - 4 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の的確な記載を徹底し、盗難・不正流出の防止に努めること。
  - 5 別添記載の開催期間及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること。(具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること。)
- なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡をとり、輸送ルート、時間の調整等の措置をとること。
- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。

(開催期間及び開催地域)

開催期間	区 域	会議名
4月10日～11日	広島県広島市	外務大臣会合
4月23日～24日	新潟県新潟市	農業大臣会合
4月29日～30日	香川県高松市	情報通信大臣会合
5月1日～2日	福岡県北九州市	エネルギー大臣会合
5月14日～15日	岡山県倉敷市	教育大臣会合
5月15日～16日	富山県富山市	環境大臣会合
5月15日～17日	茨城県つくば市	科学技術大臣会合
5月20日～21日	宮城県仙台市	財務大臣会合 中央銀行総裁会議
5月26日～27日	三重県志摩市	首脳会議
9月11日～12日	兵庫県神戸市	保健大臣会合
9月24日～25日	長野県軽井沢市	交通大臣会合

## 経済産業省

20160222商局第1号

平成28年2月26日



公益社団法人全国火薬類保安協会

会長 鶴田 欣也 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



## 伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

平成28年5月26日及び27日に伊勢志摩サミットが開催されるとともに、平成28年4月から9月にかけて、関係閣僚会議が我が国各地で開催される予定です。これに伴い、平成28年2月1日付け警察庁丙備発第21号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、貴団体傘下の火薬類を取り扱う事業者に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、周知徹底をお願い致します。

## 記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 火薬類に係る重要施設（火薬類の製造所、火薬庫等。以下「施設」という。）

における自主警備体制

① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施

② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視

③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理

- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1.の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. 各国首脳、閣僚等の来日期間中は、サミット等開催場所周辺地域における大規模工事等を自粛するとともに、ドローン等小型無人機の使用を避けること。

4. 火薬類の管理徹底等を行うこと。

(1) テロリストに利用され得る火薬類を取り扱う施設においては、火薬類の管理を徹底すること。

(2) 火薬類の紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上



警察庁丙備発第21号  
平成28年2月1日

経済産業省大臣官房長 殿

警察庁警備局長

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

伊勢志摩サミット等につきましては、首脳会議が5月26日及び27日に三重県志摩市賢島において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、外務大臣会合が4月10日及び11日に広島市において、農業大臣会合が4月23日及び24日に新潟市において、情報通信大臣会合が4月29日及び30日に高松市において、エネルギー大臣会合が5月1日及び2日に北九州市において、教育大臣会合が5月14日及び15日に倉敷市において、環境大臣会合が5月15日及び16日に富山市において、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間つくば市において、財務大臣・中央銀行総裁会議が5月20日及び21日に仙台市において、保健大臣会合が9月11日及び12日に神戸市において、交通大臣会合が9月24日及び25日に軽井沢町において、それぞれ開催されます。

伊勢志摩サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃やドローン等小型無人機を使用したテロ等への対応が重要な課題となっていることに加え、極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件等の発生を未然に防止するために万全の対策を講じる必要があります。

さらに、昨年11月にフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場等が標的となって多数の犠牲者等が発生したところであり、いわゆる「ソフトターゲット」への対策の重要性が改めて認識されております。

警察では、伊勢志摩サミット等参加国首脳等の身の絶対安全と諸行事の円滑な遂行を確保し、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勸案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

## 経済産業省に対する要請事項

### ○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会議・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及びドローン等小型無人機の使用の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 関係機関に対する交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制に向けた指導
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

### ○ 個別要請事項

- 1 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及び連絡体制強化の要請
- 2 重要インフラ事業者等に対するサイバーセキュリティ対策の強化の要請
- 3 生物剤、化学兵器又は爆発物の原料となり得る化学物質等を保有し、又は取り扱う事業者等に対する保管及び管理の徹底の要請
- 4 小型の航空機及び無人航空機の製造事業者に対する機体管理強化の要請
- 5 サミット等開催場所周辺における緊急走行時の110番通報の要請
- 6 遊園地、ショッピングモール等のソフトターゲットに対する警戒強化の要請
- 7 エネルギー大臣会合における自主警備体制の強化と会合運営受託業者に対する適切な要請